

## 福岡県公報

平成24年9月4日  
第3426号

## 目次

## 告示(第1541号-第1554号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	3
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	6
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	6
公 告		
○平成24年度技能検定(後期)の実施	(職業能力開発課)	6
監 査 委 員		
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	8
公 安 委 員 会		
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	13

## 告 示

## 福岡県告示第1541号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡みやこ町大字国作字除来357番1、357番2、358番1、358番2及び359番1から359番4まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
京都郡みやこ町国作120番地  
有限会社 フクトク  
代表取締役 野村 和宏

## 福岡県告示第1542号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成24年8月23日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮若市小伏(吉川地区小伏換地区)	換地計画書の写し	平成24年9月4日から平成24年10月3日まで	宮若市役所

## 福岡県告示第1543号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	久留米市田主丸長栖774番1先から うきは市吉井町鷹取96番3先まで	6.7 ～ 15.2	740.0
			後	久留米市田主丸長栖774番1先から うきは市吉井町鷹取96番3先まで	11.4 ～ 25.8	740.0

#### 福岡県告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	高 田 天 道 線 停車場	前	飯塚市高田648番3先から 飯塚市津原1220番1先まで	9.8 ～ 13.0	780.0
			後	飯塚市高田648番3先から 飯塚市津原1220番1先まで	9.8 ～ 16.3	780.0

#### 福岡県告示第1545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年9月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	高 田 天 道 線 停車場	飯塚市津原1136番先から 飯塚市津原1190番1先まで

#### 福岡県告示第1546号

城井土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
菊 地 幸 男	京都郡みやこ町犀川木井馬場709番地

#### 福岡県告示第1547号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年8月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人しいだコミュニティ倶楽部
- (2) 代表者の氏名  
久本 成美
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県築上郡築上町大字高塚787番地2
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、多種目・多世代・多志向型の総合型地域スポーツクラブを目指し、スポーツ・文化活動の普及・振興を図るとともに、地域住民の健全な心身を育成し、明るい豊かな未来の実現に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1548号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営椎田地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	平成24年9月4日から 平成24年10月3日まで	築上町築城支所

## 福岡県告示第1549号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成24年9月4日から 平成24年10月3日まで	久留米市役所

## 福岡県告示第1550号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成24年8月21日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称（仮称）ドラッグコスモスみづま福光店
  - 所在地 福岡県久留米市三潞町福光字粧正田488番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
  - 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗を新設する日  
平成25年4月22日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,721.35平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地東側	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗南東側	13

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北東側(荷さばき施設 No. 1)	27.0
店舗東側(荷さばき施設 No. 2)	15.0
合計	42.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗内北東側	6.22

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 敷地北東側、敷地東側及び敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
荷さばき施設 No. 1	24時間
荷さばき施設 No. 2	午前6時から午後11時

福岡県告示第1551号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称(仮称) ドラッグコスモス福岡駅前店

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業1街区1・2・3・4・5

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年4月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,719.95平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地南側	65

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
本棟南東側	7

別棟北西側	2
合計	9

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
本棟南西側	27.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
本棟内南西側	6.22

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南西側及び南東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

**福岡県告示第1552号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年8月22日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

## (1) 名称（仮称）コメリパワー大牟田店

## (2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番地1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年4月23日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,094平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物東側	383

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物東側	20

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	130

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北側	41.1

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所 建物敷地東側及び北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時

#### 福岡県告示第1553号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成24年8月24日	福智町	上野の一部	平成24年8月24日から 平成25年3月29日まで

#### 福岡県告示第1554号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する区域  
飯塚市内住字鍛冶木屋2602番16の一部及び2602番20の一部
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分  
法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受け

て廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

## 公 告

### 公告

平成24年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成24年9月4日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

#### 2 等級別職種

##### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

##### (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製

造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業及び装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

## (3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

## (4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

## 3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

## (1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,000円とする。

## イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成24年12月3日（月曜日）から平成25年2月17日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

## ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成24年11月22日（木曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

## (2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

## イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成25年1月20日 （日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(イ) 3級 機械検査、電気機器組立て及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	平成25年1月27日 （日曜日）	
(イ) 1級及び2級 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻、さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造		

・整備、時計修理、強化プラスチック成形、パン製造及びコンクリート圧送施工 (ウ) 3級 冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図、機械加工及び時計修理 (エ) 単一等級 バルコニー施工	
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成25年1月30日 (水曜日)
(ア) 1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作及び機械保全 (イ) 3級 プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図 (ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工	平成25年2月3日 (日曜日)

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成24年10月1日（月曜日）から同年10月12日（金

曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成24年10月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3601）に対して行うこと。

**監査委員**

監査公表第9号

平成24年6月25日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年9月4日

福岡県監査委員 小 串 正 伸  
同 進 谷 庸 助



同 伊藤龍峰  
同 浦田憲一

## 第1 監査の請求

### 1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成24年6月25日

### 2 請求の内容

#### (1) 請求の概要

嘉麻市は、平成23年度嘉麻市荒廃森林再生事業を実施するに当たり、XとA（平成19年11月8日死亡）名義の土地に対する荒廃森林再生事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結した。

請求人は、①協定日未記載、②協定者の無効、③相続人代表者の無効、④委任状の委任年月日及び相続人全員の氏名記載がないこと、⑤森林所有者Aは既に死亡しており、その姉であるYが相続していること、及び、⑥Y以外の2名の相続人から相続に要する放棄証明書が提出されていること、の理由から協定書は無効であると主張している。

さらに、請求人は、本件協定書が無効であることについて、平成24年6月18日、福岡県農林水産部林業振興課森林再生係で確認したと主張している。

以上のことから、請求人は、嘉麻市への福岡県荒廃森林再生事業交付金（以下「県交付金」という。）のうち、森林所有者A名義の森林整備に要した交付金相当額については適正ではなく、その事務処理の審査に不備があるので、福岡県知事が嘉麻市に対して返還請求するよう、監査委員の勧告を求めている。

#### (2) 事実証明書

- ア 協定書（相続人代表に関する委任状添付）の写し
- イ A相続関係説明図及び相続放棄証明書の写し
- ウ 平成21年度固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書並びに平成24年度固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し
- エ 荒廃森林再生事業伐採立木について回答書の写し

オ 福岡県知事宛ての協定書無効指摘文書控えの写し

## 第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年6月25日付けでこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成23年度県交付金の支出に違法又は不当があるか否かについて監査の対象とした。

### 2 監査対象所属

福岡県農林水産部林業振興課（以下「県林業振興課」という。）を監査対象所属とした。

### 3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年7月9日付け文書をもって陳述ができる旨通知したが、請求人からは陳述を行わない旨文書回答があった。

### 4 監査対象所属に対する監査

平成24年8月3日に県林業振興課長から聴取調査した結果の概要は、以下のとおりである。

#### (1) 荒廃森林再生事業の概要

林業の不振により、間伐等の手入れが行われずに森林の荒廃が進み、県内では2万9千ヘクタールの森林が荒廃していると推計されている。このまま放置すると、森林の有する公益的機能が十分に発揮されず、洪水や渇水、土砂災害が発生する可能性が高まるなど、県民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。こ

のため、平成20年4月に森林環境税を導入し、荒廃した森林を10年間で健全な森林に再生を図る、間伐等の森林の整備を行っている。

(2) 事業の要件

荒廃森林再生事業では、①1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること、②事業主体である市町村と森林所有者との間で協定書が締結されていること、を要件としている。

(3) 協定書の締結

荒廃森林再生事業は、事業主体である市町村と森林所有者との双方合意に基づいて行われる事業であり、この事業の仕組みとして、協定書は、市町村が森林所有者を確認し、締結しておくべきものとしている。

(4) 福岡県における審査

1施行地の面積の確認のほか、森林の整備履歴（概ね15年以上手入れがなされていないか）や林齢（間伐の対象となる林齢が20年生以上か）等の事業実施条件を満たしているか、について審査している。

なお、福岡県で協定書を審査することはない。

(5) 本件協定書の有効性

請求人は、本件協定書の無効を当課で確認している旨主張しているが、そのような事実はなく、本件協定書は有効であると考えている。

5 関係人に対する調査

(1) 嘉麻市に対する調査

ア 自治法第199条第8項の規定に基づき、嘉麻市（産業建設部農林整備課）に対し、平成24年8月2日に、Xと締結した協定等について聴取調査を行った。

イ 調査した結果の概要は、以下のとおりである。

(ア) 経緯

a 協定書を締結するときには、委託（協定締結を含む）先である嘉飯山森林組合が、協定書を締結する相手方へ出向き、事業内容及び協定内容等を説明した上で、協定書に署名・捺印をもらうこととしている。

b Aの死亡については、嘉飯山森林組合からの報告を受けて、嘉麻市にお

いても住民票や戸籍により確認した。

c 荒廃森林調査後に協定書を締結するが、Aの場合は嘉飯山森林組合が関係人を調査し、稲築方面に甥が住んでいるとの情報を得たので、その甥（X）を訪問した。

(イ) 協定書

a Xは、Aと同じ屏地区に森林を所有していたので、まずX所有の森林について協定書を締結し、その後、A名義の森林についても協定書を締結した。

b A名義の森林については、協定書に添付している一覧表（「対象森林の所在及び林況」）により、嘉飯山森林組合からXへ説明を行った。Xは、A名義の森林は自分が相続人であると考えており、事業の説明を受けて「そういう事業ならいいだろう。」ということで協定書を締結した。

c 協定書の日付については、先に森林所有者からの署名・捺印後、市長印を押印し、一斉に相手方に交付していることから、記載が漏れてしまったものである。協定書の締結日は、市長印の押印日である平成23年12月1日である。

(ウ) 委任状

委任状は、署名する本人が他の相続人に代わって協定書を締結するとの委任状であり、Xから受領している。このことから、Xが相続人であると認識して委任状を作成したものと判断している。なお、委任年月日については、記載確認を失念したものがあるが、押印後の協定書と共に、押印された委任状が提出されたことから、委任年月日は協定書の締結日（平成23年12月1日）と同日である。

(エ) 森林所有者の確認等

森林所有者確認の程度であるが、用地買収や道路整備事業であれば、相続人全員から署名・捺印してもらって買収契約書を作成するが、この事業は森林を整備し、その結果、保水力の向上という公益のほか、土地価格も上昇するものであり、所有者に不利益を与えるものではない。その承継者にも不利益を与えるものではなく、もし所有権に争いがあったと

しても、協定書に所有者として署名・捺印した者において解決すべき問題であり、事業の効果に影響を与えるものではない。したがって、森林組合が行った程度の確認で足りると考えている。

(2) Xに対する調査

ア 自治法第199条第8項の規定に基づき、Xに対し、平成24年8月1日に、A名義の森林に関して嘉麻市と協定書を締結したことについて聴取調査を行った。

イ 調査した結果の概要は、以下のとおりである。

(ア) 嘉飯山森林組合から協定書は所有者が締結すべきものとの説明を受け、森林所有者の確認を求められたので、Aの森林を相続し管理している旨回答し、自分が森林所有者として署名・捺印した。

(イ) 委任状における「相続人（委任する方）」の欄が空欄なのは、自分がAの相続人であるからである。

(ウ) 相続放棄証明書に関しては、「私は、生計の資本として、被相続人（A）からすでに財産の贈与を受けており、被相続人（A）の死亡による相続については、相続する相続分の存しないことを証明する。」との記載があるが、この証明書は、Aが死亡した時、A名義の預貯金を相続する者からの依頼により、その遺産であるA名義の預貯金を引き出すために押印したものである。森林等を含めたすべての相続を放棄したものではなく、すべての相続を放棄したものとされるのであれば、この証明を取り消す。

(エ) Yが納税者となっている森林に係る固定資産税納税通知書に関しては、A名義の預貯金を相続した者が、その中から固定資産税を支払っているはずである。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 県林業振興課から、平成24年7月11日から8月3日までの間、荒廃森林再生事業の事業要件及び協定書の位置付けについて聴取調査並びに県交付金の支出に係

る関係書類の調査を行った。

(2) 福岡県荒廃森林再生事業（森林の整備）の概要

ア 根拠

福岡県荒廃森林再生事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び福岡県荒廃森林再生事業実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 目的（交付要綱第1条）

県民が享受している水源のかん養、土砂災害防止等の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林を再生し、環境の森林（もり）として保全することを目的としている。

ウ 事業主体（実施要領第1の3）

市町村

エ 事業の内容（交付要綱第2条(1)）

(1) 森林の整備

荒廃した森林において行う間伐、枝落し、除伐、及びこれらの実施に必要な作業路（森林再生路）の開設

オ 事業要件（実施要領第1の4(1)）

(1) 森林の整備

ア 1 施行地（隣接し又は近隣の所在する集合体で一連の団地とみなされる森林の範囲。）面積が0.1ヘクタール以上であること。

イ 森林所有者との間で、本事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）が締結されていること。

(3) 平成23年度嘉麻市荒廃森林再生事業（森林の整備）の概要

ア 嘉麻市は、森林簿から15年以上間伐等の未整備の森林データを抽出し、過去の荒廃森林再生事業の実績を基に、今回、屏地区、馬見地区及び椎木地区（3地区）の森林について、荒廃森林再生事業を行った。

イ 交付申請書の提出

平成23年4月6日、嘉麻市から福岡県に、交付申請書（実施箇所明細書表、収支予算書、位置図（5万分の1）及び荒廃森林調査数量総括表を添付）

の提出があった。

(ア) 交付申請額

108,782,000円

(イ) 事業完了（予定）年月日

平成24年3月31日

(ウ) 計画数量

a 荒廃森林調査

619.68ヘクタール

b 森林の整備

261.00ヘクタール

c 森林再生路

2,500メートル

ウ 県交付金の交付決定

平成23年4月21日、福岡県は嘉麻市からの交付申請に対し、108,782,000円を交付決定した。

エ 交付事業の変更

交付事業の変更は行われていない。

オ 遂行状況報告書の提出

平成24年2月10日、嘉麻市から福岡県に遂行状況報告書の提出があった。

カ 概算払請求書の提出

平成24年3月2日、嘉麻市から福岡県に概算払請求書の提出があった。

(ア) 交付決定額

108,782,000円

(イ) 今回請求額

108,782,000円

キ 支払い

平成24年3月30日、福岡県は嘉麻市に108,782,000円を支払った。

ク 実績報告書の提出

平成24年4月18日、嘉麻市から福岡県に実績報告書の提出があった。

(ア) 事業費

108,782,000円（うちA名義の森林の整備に要した経費1,104,600円）

(イ) 事業完了年月日

平成24年3月29日

(ウ) 実績数量

a 荒廃森林調査

619.68ヘクタール（うちA名義の荒廃森林調査面積3.74ヘクタール）

b 森林の整備

286.22ヘクタール（うちA名義の森林の整備面積3.74ヘクタール）

c 森林再生路

2,000メートル

ケ 額の確定

平成24年5月9日、福岡県は、嘉麻市に対して交付した県交付金を、108,782,000円に確定した。

(4) 嘉麻市とXとの協定書締結の経緯

ア 平成23年6月2日

嘉麻市は、平成23年度荒廃森林再生事業（屏地区）の受託者として嘉飯山森林組合と契約（協定締結業務を含む）を締結した。

イ 嘉飯山森林組合は、次のことからXを協定締結の相手方とした。

(ア) 面会時に、A名義の森林はXが相続人であるとの認識を持っていることを確認できたこと。

(イ) 荒廃森林再生事業の趣旨を理解され、締結を承諾されたこと。

(ウ) Aの相続に関する言及がなかったこと。

(エ) Xから受領した委任状には、他の相続人の記入がなかったこと。

2 判断

請求人の主張、県林業振興課、嘉麻市及びXからの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

## (1) 県交付金に係る違法性・不当性

ア 嘉麻市に対する県交付金の支出負担行為及び支出命令の事務手続については、県林業振興課において、福岡県財務規則、交付要綱及び実施要領等関係法令を遵守して、適正に執行されており、不当な公金の支出はなかった。

なお、A名義の森林については、荒廃森林調査の結果から、水源かん養や土砂災害防止などの森林の有する公益的機能が低下した荒廃森林として特定され、荒廃森林再生事業による間伐が必要となったものであり、完了検査の結果から、A名義の森林の面積3.74ヘクタールに対する間伐は適正に実施されていることが認められた。

イ 協定書については、嘉麻市がその責任において森林所有者を確認し締結しておくべきものとなっており、県林業振興課が本件協定書の審査を行っていないということをもって、事務処理の審査に不備があったとは言えない。

## (2) 嘉麻市とXとの協定書

請求人は、嘉麻市とXとの協定書について、無効を主張している。しかしながら、協定書締結の過程において、嘉飯山森林組合は、①面会時に、A名義の森林はXが相続人であるとの認識を持っていることを確認したこと、②荒廃森林再生事業の趣旨を理解し、締結を承諾したこと、③Aの相続に関する言及がなかったこと、④Xから受領した委任状には、他の相続人の記入がなかったこと、の理由からXを正当な協定書締結の相手方と認めている。他方、Xは、嘉飯山森林組合から協定書は所有者が締結すべきものとの説明を受け、森林所有者の確認を求められたため、A名義の森林を自分が相続し管理している旨回答し、協定書には、Xが森林所有者として署名・捺印している。このことから、本件協定書の締結に当たっては、双方に相手方及び協定内容について瑕疵なく協定を締結したものと認めることができる。

## (3) 森林所有者の確認の手続き

請求人は、Xが相続放棄証明書に署名・捺印していることをもって、A名義の森林の相続人にはなり得ないと主張するが、Xは「この相続放棄証明書は、遺産

であるA名義の預貯金を引き出すために押印したものであり、森林等を含めたすべての相続を放棄したのではなく、すべての相続を放棄したものとされるのであれば、この証明を取り消す。」との発言をしている。

したがって、この相続放棄証明書をもって、Xが相続人ではないと判断することはできず、本件協定書は無効であるとは言えない。

なお、所有権に関し紛争が生じた場合には、協定書第7条第6号「対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者と紛争が生じたときは、その処理解決にあたること。」の規定に基づき、当事者間において解決すべき問題であり、荒廃森林再生事業の効果に影響を与えるものではない。

上記のことから、事業の要件である①1施行地の面積が0.1ヘクタール以上、かつ、②市町村長と森林所有者との間で当該事業実施に関する協定の締結の双方の要件を満たしており、本事業を交付金事業と採択したことに何ら瑕疵はなく、嘉麻市への県交付金は違法又は不当な支出ではないと判断する。

以上の結果、請求人の主張には理由がないので、本件請求については、これを棄却する。

**公安委員会****福岡県公安委員会規則第17号**

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年9月4日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県折尾警察署の部折尾駅前交番の項中「堀川町1番1号」を「折尾3丁目1番4号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年9月12日から施行する。